

1 結婚、妊娠・出産、子育て応援

【出会いや結婚応援の充実】

拡 あなたの希望を叶える結婚応援事業 《こども政策課》	101,300 千円
---------------------------------------	------------

趣 旨

少子化の主な要因である未婚化・晩婚化の解消を進めるため、結婚を後押しする取組の充実や出会いの場の拡大を図り、若い世代等の結婚の希望を叶える環境づくりを推進します。

事業の概要

○やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」の運営

県内4か所に窓口を設置し、会員登録、お相手検索、引き合わせから交際、成婚の各段階を支援

新出逢いませ山口大作戦の実施

- ・大規模婚活イベント（やまコン in 海響館）の開催【新規】

結婚の気運醸成及び出会いの場の拡大を図るため、大規模婚活イベントを開催

〔日 程〕令和6年10月（予定）

〔場 所〕下関市立しものせき水族館「海響館」

〔定 員〕200人（男女各100人）

〔内 容〕事前セミナー、交流会 等

- ・やまぐちマッチングイベントの開催【拡充】

市町や企業・団体等と連携しながら、県内8圏域において、婚活スキルの向上につながるようなセミナーや出会いの場となる交流会を実施

○やまぐち婚活応援隊による結婚応援

地域等のつながりを生かして、結婚を希望する独身者に婚活イベントの情報提供や結婚応援センターへの入会促進等を実施

○やまぐち結婚応援パスポート事業

新婚世帯等が協賛事業所で優待サービスを受けられる「やまぐち結婚応援パスポート（ハピちよるパスポート）」の発行のほか、協賛事業所数の拡大により利用を促進

○結婚新生活支援事業

新規に婚姻した世帯（39歳以下、世帯所得500万円未満）に対して、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の住居費、引越費用等）を支援



（令和5年度に決定したやまぐち結婚応援センターの愛称）

【保健医療サービスの充実】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 拡 </div>	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業 ≪こども政策課≫	115,174 千円
--	--	------------

趣 旨

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するため、不妊・不育症への支援、若い世代への健康支援対策、妊産婦等を切れ目なく支える「やまぐち版ネウボラ」の推進等、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の取組を推進します。

事業の概要



○不妊治療等支援事業

- ・一般不妊、人工授精に係る不妊治療費助成

区分	一般不妊治療	人工授精
対象治療	タイミング法、薬物療法など	人工授精
補助上限額	夫婦一組につき 3 万円／年度	夫婦一組につき 9 千円／年度

- ・不妊・不育症に関する専門相談や講演会の実施

○不育症検査助成事業

保険適用外の不育症検査費用について、検査 1 回あたり 6 万円を上限に助成

○妊娠・出産・子育て包括支援推進事業

- ・「やまぐち版ネウボラ」の推進（相談支援体制の整備、人材育成）
 ※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠期から就学前にかけて自治体が切れ目なくサポートするしくみ・拠点
- ・若い世代への健康支援対策の実施（人材育成、普及啓発）
- ・ハイリスク乳幼児に対する個別の医療・保健指導の実施

○新生児スクリーニング検査事業

- ・先天性代謝異常等検査の実施
- ・新生児聴覚検査の実態把握と体制整備

新拡大マスキング検査実証事業

- ・国の実証事業を活用し、新生児スクリーニング検査の対象疾患(2疾患※)を拡充した検査の実施

(※) 重症複合免疫不全症 (SCID)

脊髄性筋萎縮症 (SMA)

いずれも数万人に 1 人の割合で発症するとされており、治療しないと乳児期に亡くなることもある難病

【保健医療サービスの充実】

新	しあわせ運ぶ妊活応援事業 ≪こども政策課≫	203,000 千円
----------	---------------------------------	------------

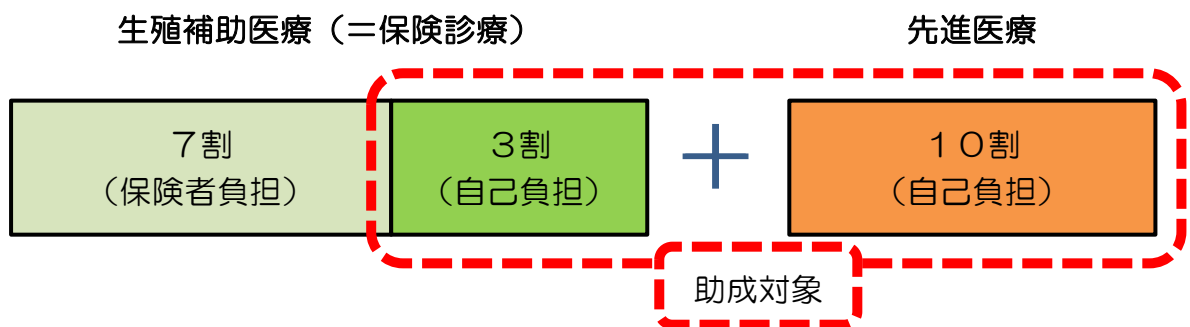
趣 旨

安心して不妊治療を受けられる環境を整備するため、生殖補助医療及び生殖補助医療と併用して実施される先進医療に係る費用の一部を助成します。

事業の概要

生殖補助医療に係る自己負担及び生殖補助医療と併用して実施される先進医療に係る経費に対し助成

区分	生殖補助医療	先進医療
実施主体・負担割合	県 10/10	
医療保険	保険適用	保険適用外
対象治療	採卵、体外受精・顕微授精、胚移植、精巣内精子採取術 等	タイムラプス、子宮内膜刺激術、子宮内膜受容能検査 等
補助対象経費	保険の自己負担分	治療費全額
補助上限額	6 万円／回	20 万円／回
年齢制限・助成回数	治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
	40 歳未満	通算 6 回まで（1 子ごとに）
	40 歳以上 43 歳未満	通算 3 回まで（1 子ごとに）



【保健医療サービスの充実】

周産期医療体制総合対策事業	208,921千円
小児医療対策事業	180,264千円
産婦人科・小児科オンライン相談支援事業	28,084千円
新 妊産婦アクセス支援事業	9,000千円
《医療政策課》	

趣 旨

安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりを推進するため、周産期及び小児医療体制や専門医への相談支援体制の充実を図ります。

事業の概要

◇周産期医療体制総合対策事業

総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療関係機関の連携体制を強化するとともに、ハイリスク妊産婦や新生児への高度な医療を提供する周産期母子医療センターの体制強化、正常分娩等に対応する助産師の活用を推進

○周産期医療システム強化事業

- ・総合周産期母子医療センター（県立総合医療センター及び山口大学医学部附属病院）が行う周産期医療システムの充実・強化に向けた取組等を支援

○周産期母子医療センター運営事業

- ・周産期母子医療センターに対する運営費の支援

○周産期医療助産師活用推進事業

- ・院内助産所・助産師外来の整備費への支援や、助産師の実践能力向上等を図るため、県内の産科を有する医療機関間における出向研修を支援

○分娩取扱施設設備整備支援事業

- ・分娩取扱施設に対する設備整備費の支援（厚生連周東総合病院）



N I C U : 新生児集中治療室（山口県立総合医療センター）

◇小児医療対策事業

小児の初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するとともに、保護者に対し、夜間における小児の病状急変時の対応について相談支援等を実施

<初期救急>

○小児救急医療電話相談事業(#8000)

- ・夜間の小児の病気やけがに関する応急処置や受診の要否等を助言（午後7時から翌朝8時）

○小児救急医療地域医師研修事業

- ・小児科を専門としない内科医等に小児初期救急診療研修を実施

○小児救急医療啓発事業

- ・小児の急病時の対応等について、保護者を対象とした講習会を実施

<二次救急>

○小児救急医療確保対策事業

- ・休日や夜間の一部時間帯に小児入院救急患者を受け入れる病院を支援

○小児救急医療拠点病院運営事業

- ・複数の医療圏から、24時間365日小児入院救急患者を受け入れる病院を支援

<三次救急>

新地域小児救命救急センター整備支援事業

- ・重篤な小児患者に対し、より高い水準の小児救命救急医療を提供できるよう、地域小児救命救急センターの整備を支援

◇産婦人科・小児科オンライン相談支援事業

妊産婦や小児の医療面での悩み等に対応できるよう、子育て世代が使い慣れているSNSの機能を活用し、時間や場所の制約なく気軽に産婦人科・小児科医へ相談できるオンライン相談支援体制を整備

新妊産婦アクセス支援事業

遠方（概ね60分以上）の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、交通費及び宿泊費の支援を実施

こどものアレルギー疾患対策基盤強化事業 ≪健康増進課≫	3,816 千円
--------------------------------	----------

趣 旨

小児をはじめとしたアレルギー疾患患者が安心して生活できる地域社会を構築するため、居住地にかかわらず、科学的知見に基づく適切な医療や情報を提供可能な環境を整備します。

事業の概要

<包括的支援体制の構築>

○山口県独自のアレルギー疾患医療認定制度の運営

アレルギー疾患に係る専門的な医療・指導が可能な医師等を認定・公表

○出張(オンライン)相談会の開催

医師・学校関係者が連携して、共働き世帯も参加しやすい時間・場所・方法での相談対応を実施

○山口県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

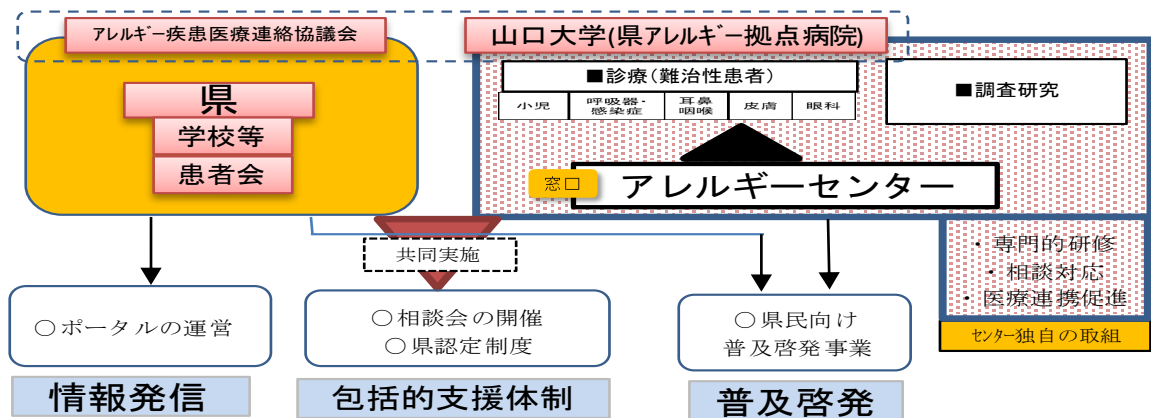
患者の生活を支える医療・教育・保育・県民・行政の各団体が協働し、拠点病院と連携しながら、課題の抽出や対策の企画・立案等を実施

<科学的知見に基づく適切な知識や情報の普及啓発・情報発信>

○アレルギー疾患に係る医療情報の発信

「やまぐちアレルギーポータル」を活用した認定医療機関の検索、各種アレルギー情報の提供、研修動画のオンデマンド配信等による適切な知識の情報発信

○県民向けセミナー等の開催



アレルギー患者が安心して生活できる地域社会の構築

【「やまぐち型」子育て支援の充実】

やまぐち出産・子育て応援事業 ≪こども政策課≫	354,125 千円
----------------------------	------------

趣 旨

妊婦・子育て家庭に対する支援の充実を図るため、国による子育て世帯への伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施にあわせ、山口県独自の取組を実施します。

事業の概要

◇山口県出産・子育て応援交付金事業

○伴走型相談支援

全ての妊婦・子育て世帯を対象に、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ

[事業主体] 市町

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町1/4

○経済的支援

妊娠届出時及び出生届出後に合計10万円相当の経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施

[事業主体] 市町

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町1/6

◇伴走型相談支援体制強化事業

市町の伴走型相談支援を補完するため、身近な地域で子育て相談を行う「まちかどネウボラ」に助産師を派遣し、相談体制を強化

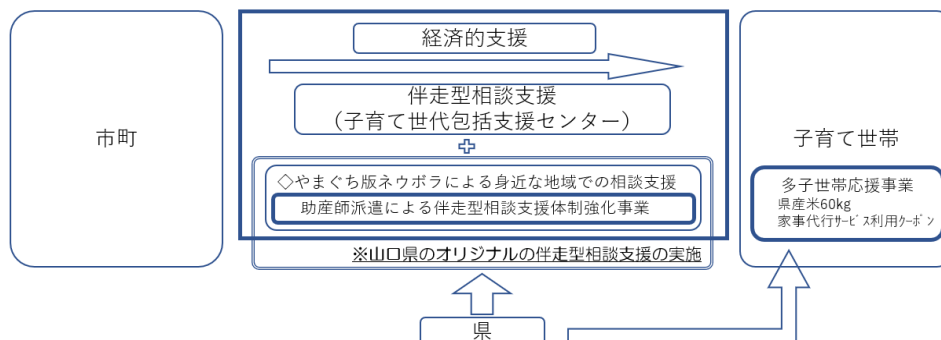
◇多子世帯応援事業

第3子以降の出生世帯へ祝状・祝品を贈呈

○やまぐち子育て連盟からの祝状

○祝品

- ・県産米 60 kg と交換できるクーポン
- ・家事代行サービスに利用できる 5 万円相当のクーポン



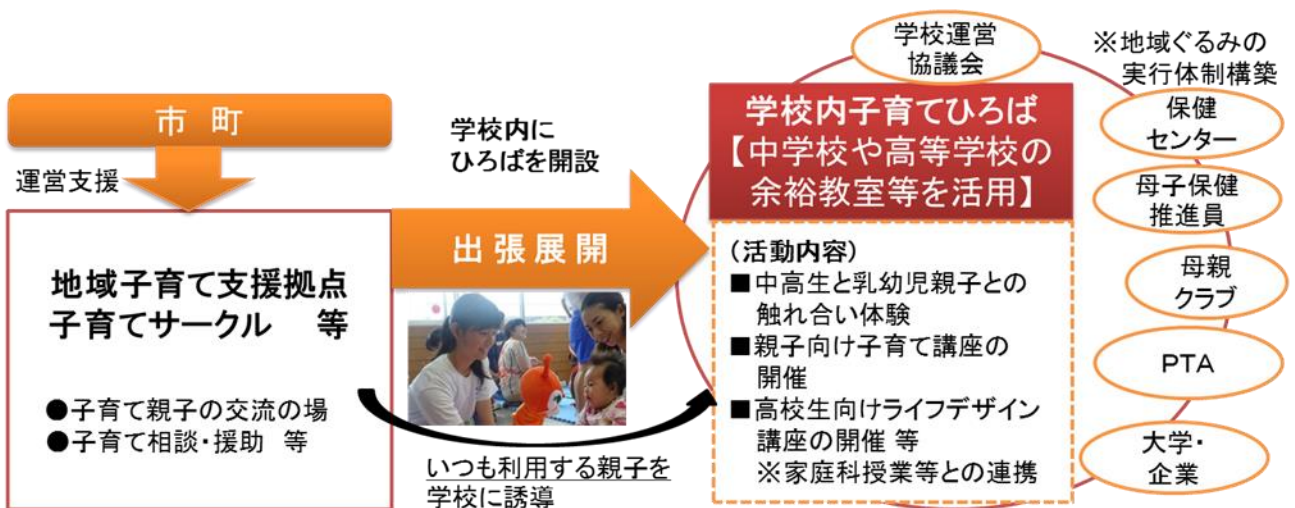
未来を描く！学校内子育てひろば推進事業 ≪こども政策課≫	1,187 千円
--	----------

趣 旨

中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「子育てひろば」の開設を支援し、未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出します。

事業の概要

- ひろば開設に向けた地域の取組を支援
開設推進アドバイザーの派遣
- 学校内子育てひろば開設研修会の開催
開設ガイドラインの説明、専門家による講演、事例研究 等
【対象】子育て支援団体、学校関係者、市町職員 等
- ライフデザインセミナー講師の派遣
ライフデザイン教材を活用し、充実した授業を実施しようとする高校に対し外部講師を派遣
※外部講師：子育て支援団体職員、助産師など
※ライフデザインセミナー：仕事や結婚、家族など将来のライフプランをイメージするためのセミナー（家庭科等の授業の中で実施）



⇒生徒は家庭科の授業や昼休みの時間等を活用して乳幼児親子と交流

【「やまぐち型」子育て支援の充実】

子育てA I コンシェルジュ運営事業 ≪こども政策課≫	8,858 千円
--------------------------------	----------

趣 旨

スマホのLINEを活用したシステムにより、県民からの妊娠、出産、子育てに関する問合せに24時間365日対応するなど、一貫した伴走型支援を実施します。

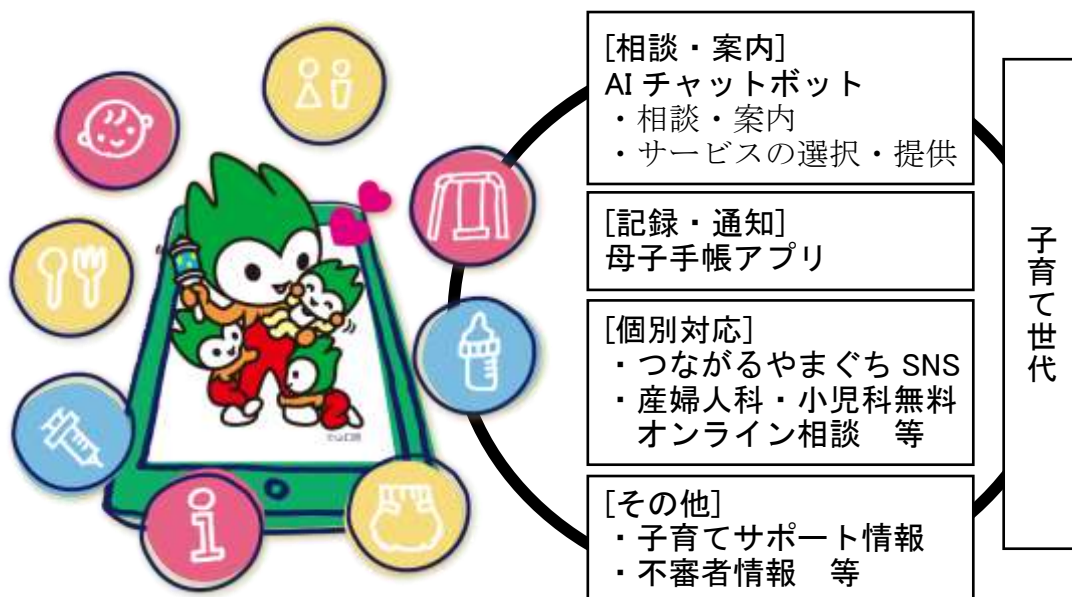
事業の概要

○やまぐち子育てA I コンシェルジュの運用

- ・子育てに関する様々な相談内容を判断し、最適な回答へと案内するA I チャットボットを運用

【主な機能】

- ・A I チャットボットによる相談・案内
- ・母子手帳アプリと連携し、妊娠・出産・育児の記録、予防接種・健診等のスケジュール管理や子どもの成長に応じた情報をプッシュ通知
- ・「つながるやまぐちSNS」「産婦人科・小児科無料オンライン相談」等の専門的な相談窓口を紹介・案内
- ・位置情報により近隣の公園や子育て関連施設等を紹介し、外出をサポート



【社会全体の力による子育て応援】

みんなで子育て応援推進事業 《こども政策課》	19,504 千円
----------------------------------	-----------

趣 旨

「やまぐち子育て連盟」を中心に、地域や企業、関係団体と連携し、子育て県民運動を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

事業の概要

○やまぐち子育て連盟の取組推進

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、地域や企業、行政等の協働による切れ目のない支援を推進 [構成：企業、行政等 62 団体]

○やまぐち“とも×いく”の推進

共に、育児を楽しむ夫婦を応援し、男性の積極的な家事育児への参加を促進

- ・「育児を楽しもう！～パパのアトリエ～」の開催
- ・やまぐち“とも×いく”応援表彰
- ・地域の子育て支援活動に積極的に取り組んでいる子育てサークルを表彰
- ・お父さんの育児手帳の配布

○「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の推進

こどもと親の双方が一緒に休め、親子で楽しめる社会環境づくりを推進

○やまぐち子育て応援パスポートの発行

子育て家庭が、協賛事業所で料金割引等の優待サービスを受けられる「やまぐち子育て応援パスポート」の発行のほか、協賛事業所数の拡大により利用を促進



○ファミリー・サポート・センターへの支援

子育て世帯が、安心して安全にファミリー・サポート・センターを利用できるよう、制度の周知を図るとともに、連絡調整を行うアドバイザーの資質向上を推進

- ・**普及啓発キャンペーン**：制度周知や提供会員の確保のため、期間を定め、県下統一の一斉広報を実施
- ・**アドバイザー研修会**：アドバイザーの資質向上を図るため、リスクマネジメント等の研修や事例紹介、情報交換等を実施

やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 ≪こども政策課、こども家庭課≫	14,300 千円
--	-----------

趣 旨

「みんなで子育て応援山口県」を実現するため、寄附金を財源とした「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」を活用し、子育て支援に取り組む団体の主体的な活動を支援します。

事業の概要

○通常枠

民間企業等から寄附を募り、県費と合わせてファンドを組成するとともに、これを利用して、子どもや子育て等に関わる団体の活動経費に対して助成

【対象団体】 山口県内に事務所を置く子育てサークル、ボランティア団体等

【対象活動】 地域の子ども・子育て支援等に自主的・主体的に取り組む公益的な活動

- ・ 一時預かり、訪問・巡回・相談活動などのサポート活動
- ・ 生活困難家庭の子どもの生活を支援する活動 等

【助成額】 10万円以内（助成率 10/10）

【助成件数】 40 団体程度

○こども食堂特別枠

こども食堂の開設や資質向上、地域と連携した活動に係る経費を助成

事業	対象	助成率
こども食堂開設事業	こども食堂の開設	10/10
こども食堂スキルアップ事業	こども食堂の資質向上のための研修	
こども食堂地域連携促進事業	こども食堂における地域との連携によるこどもの体験活動	



【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

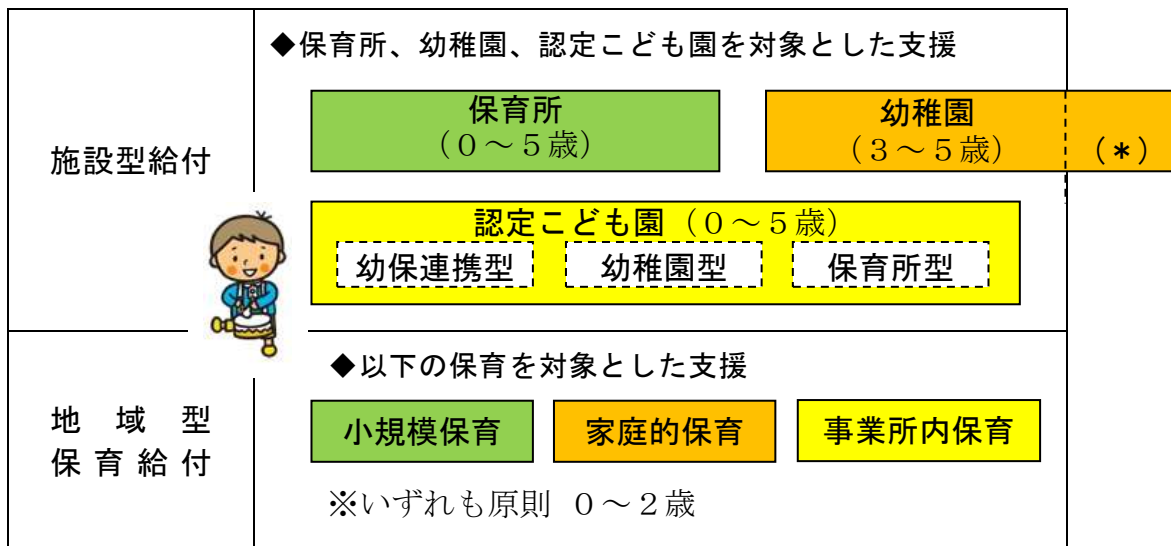
保育・幼児教育総合推進事業 ≪こども政策課≫	7,429,527 千円
---------------------------	--------------

趣 旨

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等における子どもの教育・保育に要する費用に対する支援を行うことにより、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進します。

事業の概要

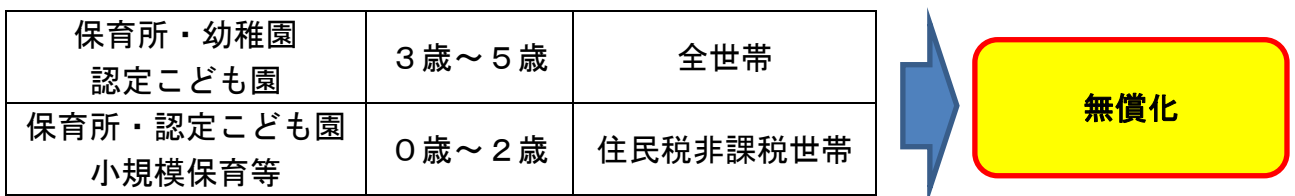
○就学前の子どものための教育・保育給付
市町が行う給付への支援



(*) 施設型給付の対象となる教育・保育施設としての確認を受けない申出を市町に対して行った幼稚園については、私学助成及び施設等利用給付の対象となります。

○幼児教育・保育の無償化の実施

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての保育所等の利用料を無償化



【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

新 やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業 ≪こども政策課≫	450,731 千円
---	------------

趣 旨

少子化のトレンドを反転させるため、本県独自の保育料無償化を実施し、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図る新たな対策に取り組みます。

事業の概要

[事業内容]

○保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用者

第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに無償化を実施

	第2子		第3子以降	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国制度	保護者負担あり (半額)	保護者負担あり (全額)	無償	保護者負担あり (半額)
現状の県制度	支援なし	支援なし	(国制度により無償)	保護者負担の 全部又は一部を支援
新たな県制度の創設	無償化	無償化	(国制度により無償)	無償化

注) 新たな県制度では、所得制限及び扶養児童のカウント要件に関わらず、無償化を実施

○認可外保育施設の利用者

保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに以下を上限に助成

【助成上限額】

一般認可外	42,000 円/月
企業主導型	37,100 円/月

[事業主体] 市町

[負担割合] 県 1/2、市町 1/2

[開始時期] 令和6年9月



【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

新	保育の担い手全力サポート事業	134,423 千円
	保育士確保総合対策事業	14,524 千円
	保育人材スキルアップ支援事業	22,515 千円
《こども政策課》		

趣 旨

保育の実施主体である市町が、保育の質・量の拡充を図るためには、保育士の確保・定着が必要であることから、保育士確保の取組を総合的に推進します。

また、保育士等のキャリアパスを見据えた体系的な研修等の実施による安定的な保育人材の育成及び資質向上を図ります。

事業の概要

＜保育士確保の取組＞

人 材 確 保		保育士待遇改善
【新卒確保】	【再就職支援】	【離職防止】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成施設就職促進支援 ・ 保育職 PR キャラバン隊派遣 ・ ルカ活用による就職関係情報発信 ・ 保育士就職ガイダンス開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職支援コーディネーター配置 ・ 保育士試験合格者等に対する実技講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園資格取得支援
保 育 士 確 保 貸 付		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士修学資金貸付 (県内養成施設) 新 保育士修学資金貸付 (県外養成施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在保育士就職準備金貸付 ・ 潜在保育士保育料貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの預かり支援

新保育の担い手全力サポート事業

県内保育士養成施設の学生を対象とした貸付事業に、新たに県外養成施設の学生を対象とし、保育の担い手を新規開拓

○保育士修学資金貸付

保育士養成施設の学生を対象とした返還免除要件のある修学資金を貸付

- ・ 貸付件数： 県内養成施設 100 人(新規 50 人、継続 50 人)
- 新** 県外養成施設 60 人(新規 60 人※令和 7 年度以降は新規 30 人)
- ・ 対象経費： 修学資金(月額 5 万円以内)、入学・就職準備金(各 20 万円以内)
- ・ 貸付期間： 2 年間を限度(無利子)
- ・ 返還免除要件： 県内の保育所等で保育士として原則 5 年間従事

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

◇保育士確保総合対策事業

新規卒業者の確保対策や再就職支援、保育士の待遇改善の取組を総合的に推進

○保育士養成施設に対する就職促進支援事業

県内保育士養成施設が行う学生の保育所就職促進のための取組に対する支援

○保育職PRキャラバン隊派遣事業

保育士等で編成するキャラバン隊の高校へのPR派遣等

○保育士就職ガイダンス開催

指定保育士養成施設の在学学生を主な対象とした保育士就職ガイダンスを開催

○保育士再就職支援コーディネーター配置事業

潜在保育士の再就職を支援する再就職支援コーディネーターを配置するとともに、ハローワークや市町と連携した出張相談会を開催

○保育士試験合格者等に対する実技講習

保育士試験合格者や潜在保育士を対象に保育所での実技講習を実施

○認定こども園保育士資格取得支援事業

認定こども園職員の保育士資格等の取得に要した受講料等を補助

○保育士確保貸付

潜在保育士就職準備金貸付、潜在保育士保育料貸付等

<安定的な保育人材の育成・資質向上>

◇保育人材スキルアップ支援事業

保育士への研修等を実施し、保育人材の育成及び資質向上を支援

○保育所職員研修

保育士等を対象に、職位や職務内容に応じた全国共通のキャリアアップ研修を実施

○子育て支援員研修

子育て経験者等を対象とした全国共通の「子育て支援員」養成研修を実施

○放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童支援員」として必要な知識・技能の習得のための全国共通の義務研修を実施

○児童健全育成関係職員研修

児童館等職員等、児童健全育成関係職員の資質向上研修を実施

○認可外保育施設職員等研修

認可外保育施設職員等を対象に、必要な知識・技能の習得のための研修を実施

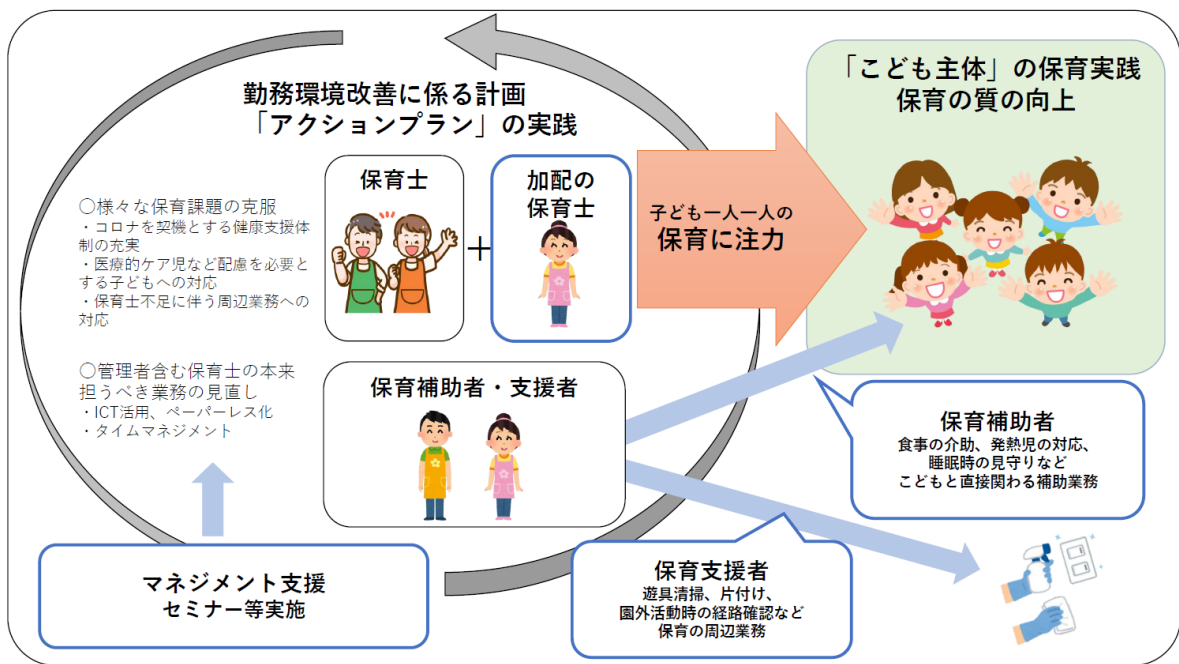
【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

新 こどもまんなか保育体制強化事業 安心安全保育体制強化事業 ≪こども政策課≫	571,461 千円
	59,130 千円

趣 旨

保育士がこども主体の保育業務に注力できる体制を整備するため、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置、マネジメント支援を実施するとともに、保育所等における繁忙な時間帯に、スポット的に支援員を配置する取組を支援します。

事業の概要



新こどもまんなか保育体制強化事業

新保育士独自加配事業

配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援

【対象施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業等 ※公立を除く

【実施主体】 市町

【負担割合】 県 1/2、市町 1/2

[国の配置基準(R6. 4. 1~)]

4・5歳児	25 : 1	3歳児	15 : 1
1・2歳児	6 : 1	0歳児	3 : 1

+

3歳未満児クラスへの保育士加配

○保育課題克服！人員体制強化事業

・健康支援体制強化への支援

保育所等を利用する児童の健康面の対策の充実と保育士の負担軽減のための看護師等の配置を支援

【対象施設】保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等
※公立を除く

【実施主体】市町

【負担割合】国 3/4、県・市町 1/8

・医療的ケア児受入体制整備への支援

保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に係る経費を支援

【対象施設】保育所、認定こども園、家庭的保育事業等

【実施主体】市町

【負担割合】国 2/3、県・市町 1/6

・子育てサポーターの配置への支援

高齢者や子育て経験者等を「子育てサポーター」として登録し、保育所等や地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくりに取り組む

【対象施設】保育所、認定こども園等 ※公立を除く
地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ

【実施主体】市町

【負担割合】国 1/2、県・市町 1/4（単県事業は県・市町 1/2）

○セミナー等実施事業

ICT活用の推進など業務改善に向けた啓発セミナー等を開催し、保育士が担うべき業務を見直すことで働きがいを高められるよう、マネジメント支援を実施

◇安心・安全保育体制強化事業

保育所等において、特に繁忙な時間帯に、スポット支援員を配置する取組に要する経費を支援

【対象施設】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業 ※公立を除く

【実施主体】市町

【負担割合】国 1/2 県 1/4 市町 1/4

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

地域子ども・子育て支援事業 ≪こども政策課、こども家庭課≫	2,136,581 千円
---	--------------

趣 旨

子育て家庭のニーズに応じた、地域の子育て支援を推進するため、市町が地域のニーズを踏まえて作成した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する子育て支援事業等に対し支援します。

事業の概要

○子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

計画に基づく市町事業への支援

事業名	事業内容
利用者支援事業	教育・保育施設等の情報収集、保護者等への相談支援等の実施
延長保育事業	保育所等での早朝、夕方の開所時間を越えた保育の実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所等に保護者が支払う日用品購入費用や行事参加費用等を助成
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入れ等
放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない児童等のための放課後児童クラブの設置
子育て短期支援事業	児童養護施設等での短期間の養育・保護の実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域ネットワークの専門性強化等による児童虐待の予防、早期発見・対応
地域子育て支援拠点事業	地域の保育所等での子育て中の親子の交流や育児相談の実施
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保護を保育所等で実施
病児保育事業	地域の児童が急な病気となった際、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を実施
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域における育児の相互援助活動の実施（児童の預かり等）

○改正児童福祉法に基づく追加事業

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和6年4月に施行されることに伴い、追加・拡充される市町事業への支援

事業名	事業内容
利用者支援事業(こども家庭センター型)	総括支援員を中心に、妊婦や子どもに対する一体的支援を実施
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童等を訪問し、家事・養育に関する支援を実施
親子関係形成支援事業	要支援児童等を対象に、子どもの発達の状況等に応じた支援を実施
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える児童に生活の場を与え、相談等を実施
子育て短期支援事業(拡充分)	保護者と子どもの同時利用や、子ども自らの利用が可能

○幼児教育・保育の無償化の実施

保育の必要性があると認定され、かつ、認可保育所に通えていない3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認可外保育施設や「一時預かり事業」等の利用料を無償化（上限額あり）



【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業 《こども政策課》	11,110 千円
---------------------------------------	-----------

趣 旨

子育て家庭の利用ニーズが高い、時間を延長して対応するクラブや長期休暇期間中に開設するクラブへの支援を実施します。

事業の概要

○放課後児童クラブ時間延長支援事業

18時以降の延長開所を行う放課後児童クラブに対する経費支援

【対象クラブ】 18時以降も延長して開所する放課後児童クラブ

【実施主体】 市町

【負担割合】 県 1/2、市町 1/2

○放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業

長期休暇期間中のみ子どもを受入れる放課後児童クラブに対する経費支援

【対象クラブ】 長期休暇期間中のみ開設する放課後児童クラブ

【実施主体】 市町

【負担割合】 県 1/2、市町 1/2



【医療的ケア児などへの支援の充実】

医療的ケア児支援推進事業	694 千円
医療的ケア児支援センター運営事業	5,527 千円
医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業	13,500 千円
《障害者支援課》	

趣 旨

医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関等の連携体制を構築するとともに、専門的な相談支援等を行う医療的ケア児支援センターを運営します。

また、医療的ケア児を介護する家族の身体・精神的負担の軽減を図るため、医療的ケア児の受入れが可能な短期入所（ショートステイ）の整備を図ります。

事業の概要

◇医療的ケア児支援推進事業

○関係機関による協議の場の設置

保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置して、医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策を検討

○医療的ケア児養育家族ピアサポート事業

医療的ケア児の既養育者（ピアサポーター、家族間支援者）による相談会や交流の場の設定等を通じて、医療的ケア児の家族同士が共に支え合える体制構築を支援

◇医療的ケア児支援センター運営事業

○医療的ケア児支援センターの運営

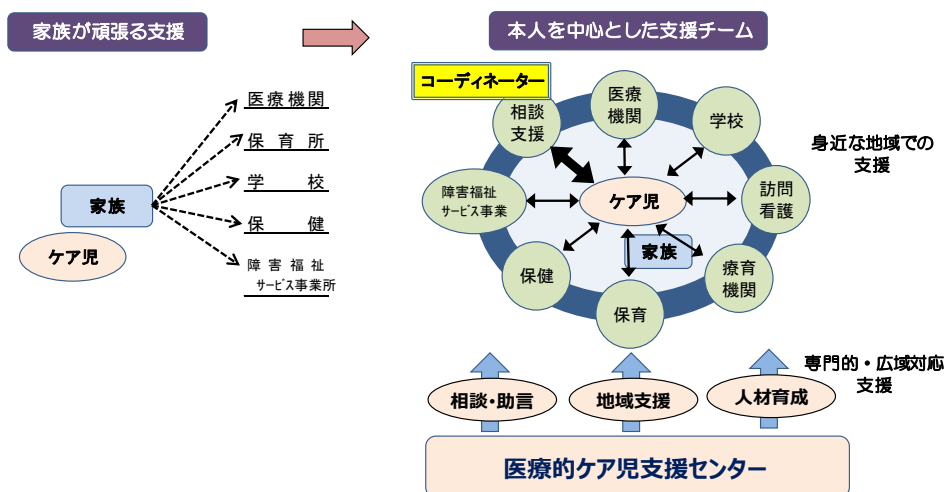
医療的ケア児及びその家族や関係者に対する専門的な相談支援や関係機関等への情報提供・連絡調整を実施

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成研修を実施

○医療的ケア児喀痰吸引等研修事業

介護職員等を対象とした喀痰吸引及び経管栄養に関する研修を実施



◇医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業

医療的ケア児の受入れ又は受入定員の拡大に必要な設備整備・備品購入等に要する費用の一部を補助

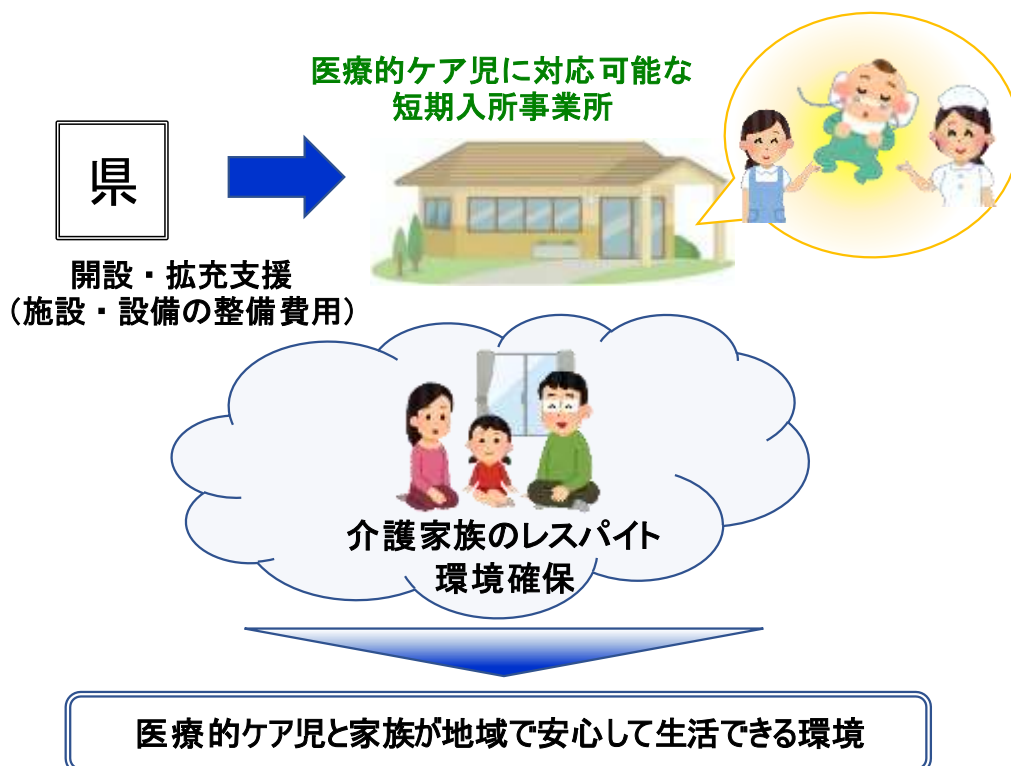
[対象法人] 医療的ケア児を受け入れる短期入所を開設・拡充する法人

[上 限 額] 6,000 千円（補助率：県 3/4、事業者 1/4）

[対象経費] 施設改修・設備整備

医療用機器等備品

送迎用車両の導入・改修



【医療的ケア児などへの支援の充実】

発達障害者支援センター運営事業 ≪障害者支援課≫	29,310 千円
-----------------------------	-----------

趣 旨

発達障害者及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談支援、発達支援、就労支援、医療機関等との調整などを行う「発達障害者支援センター」を運営します。

事業の概要

○発達障害者支援センター運営事業

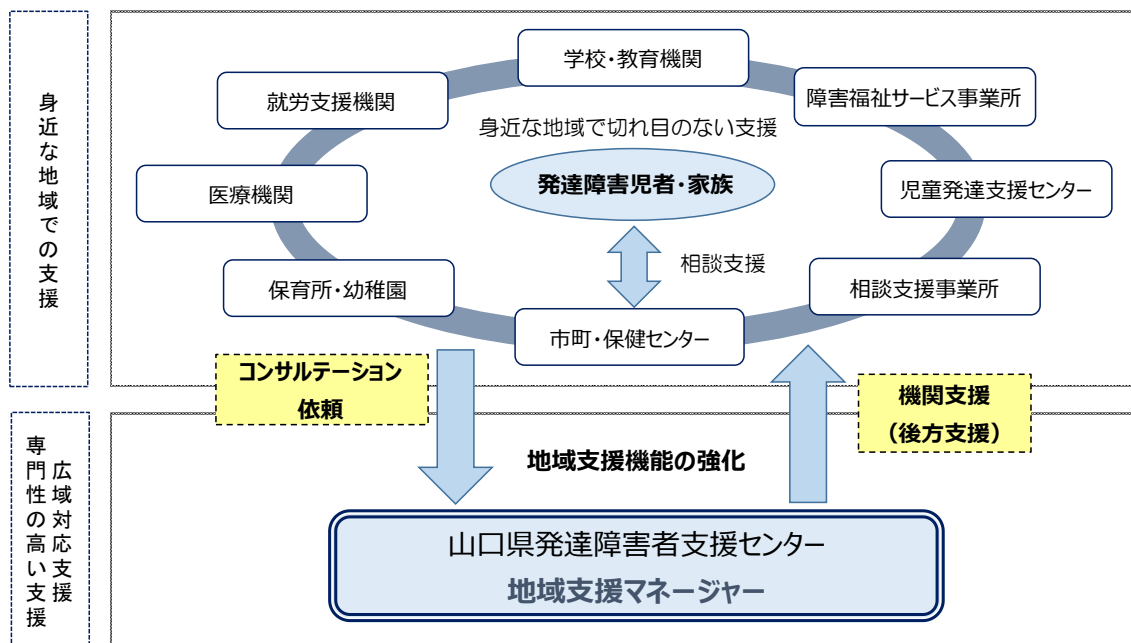
発達障害者支援センターにおいて、発達障害者及びその家族に対する相談支援や関係機関等への情報提供を実施

○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

国が実施する指導者養成研修に指導的役割を担う医師を派遣し、地域のかかりつけ医等を対象とする伝達研修を実施

○発達障害者コンサルテーション強化事業

発達障害者支援センター等に地域支援マネージャーを配置し、地域の施設・事業所等の支援機関に対するコンサルテーションによる後方支援を実施



【医療的ケア児などへの支援の充実】

難聴児支援推進事業	5,378千円
《障害者支援課》	

趣 旨

難聴児とその家族等に対し、乳児期から切れ目なく、多様な状態像に応じた支援が行えるよう、総合的な支援体制を整備するとともに、軽度・中等度難聴児への補聴器購入費等の助成を実施し、難聴児支援の推進を図ります。

事業の概要

○難聴児支援体制整備事業

- ・難聴児支援地域協議会の設置

難聴児の支援に携わる関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、地域全体の難聴児等の支援に関する課題と対応策の検討等を実施

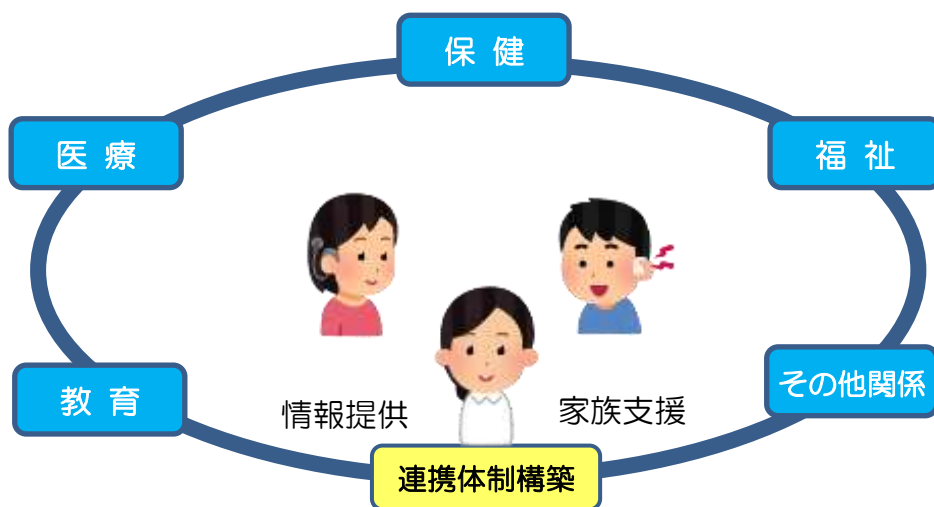
- ・家族等に対する支援

難聴児家族や関係者からの、人工内耳、補聴器、手話、療育等の難聴児の子育てに関する様々な相談への対応や適切な情報提供を実施

- ・難聴児の通う地域関係機関への巡回支援の実施
- ・難聴児支援に関わる事業所等職員の専門性向上研修の実施

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業

国助成制度の対象とならない難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入費等を助成



【医療的ケア児などへの支援の充実】

新	こどもの発達支援体制整備事業 〔障害者支援課〕	12,000 千円
---	----------------------------	-----------

趣 旨

こどもの発達が「気になる段階」から適切な支援を行うことができるよう、県内各圏域に設置されている児童発達支援センターを中心とした、地域の障害のあるこどもや発達の気になるこどもへの支援体制を整備します。

事業の概要

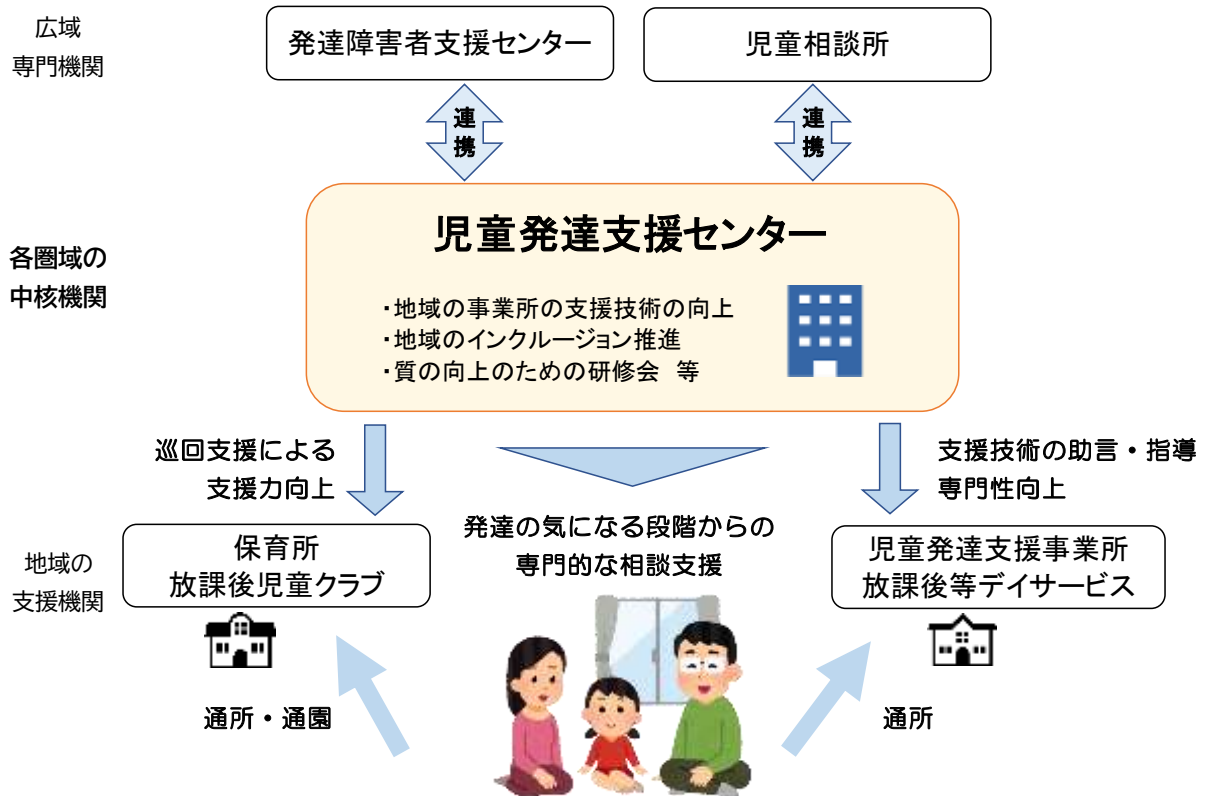
○児童発達支援センターの専門性に基づく支援の実施

- ・発達の気になる段階からの早期の発達支援・家族支援

＜参考＞県内の児童発達支援センター 計 10 箇所（令和 5 年 12 月末現在）

○地域における障害児支援の質の向上

- ・地域の支援事業所への助言・指導、専門性向上研修の実施
- ・保育所等への巡回支援を実施し、職員等の支援力を向上



【児童虐待防止対策の推進】

拡	子どもの虐待対策強化事業	63,416 千円
拡	子どもの虐待対策体制強化事業	10,410 千円
	つながるやまぐちSNS相談事業	29,424 千円
新	特定妊婦等支援環境整備事業	12,000 千円
《こども家庭課》		

趣 旨

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護児童の社会的自立に至るまで、切れ目ない支援の強化を図り、全ての子どもが健やかに育つ地域社会の実現を目指します。

事業の概要

拡子どもの虐待対策強化事業



＜発生予防＞

○189サポートネットワーク事業

子育て家庭等に地域の中での見守りなどの活動を行う189（いちはやく）サポーター等の活動を支援

○子育てに悩む保護者支援プログラムの実施

子育てに悩む保護者同士の交流促進、児童相談所職員による子育て手法の指導

＜早期発見・早期対応＞

○児童相談所 24 時間 365 日相談体制の確保

休日・夜間の虐待通告等に対応するため、中央児童相談所に警察職員OBを配置



○児童相談所安全確認職員の配置

虐待通告を受けた児童相談所が 48 時間以内に子どもの安全確認を行うための職員を配置

○警察との連携による重大事案対応力強化事業

中央児童相談所に配置した警察官による児童相談所・市町への巡回指導や対応困難事例への同行訪問、合同訓練の実施等、警察との一体的な取組を推進

拡医療機関等への一時保護委託機能強化事業

付添協力員を確保し、医療機関に一時保護委託した子どもの入院中の付き添い、児童養護施設・里親等に一時保護委託した子どもの通学の送迎等を支援

＜保護・自立支援＞

○自立支援資金貸付事業

児童養護施設退所者等に家賃相当額、生活費、就職に必要な資格取得費を貸付

○運転免許取得費補助事業

児童養護施設に入所している子ども等に対して自動車運転免許取得費を支援

<切れ目ない支援・機能強化>

○山口県要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童の適切な保護等を図るため、関係機関で構成する山口県要保護児童対策地域協議会を開催

○児童相談所システムの運営

相談、通告等に迅速に対応するため、児童相談所が有する子どもの情報のデータベース化を図った児童相談所システムを運営

拡子どもの虐待対策体制強化事業

○児童虐待対策体制強化に向けた研修事業

児童相談所職員や市町職員の経験年数に応じたキャリアアップ研修や、関係機関との連携強化のための分野別研修を実施

新こども家庭ソーシャルワーカー資格取得の支援

児童相談所や児童養護施設等の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を配置できるよう、職員を対象とした新たな認定資格の取得を支援

◇つながるやまぐちSNS相談事業

○SNS相談窓口の運営（24時間365日対応）

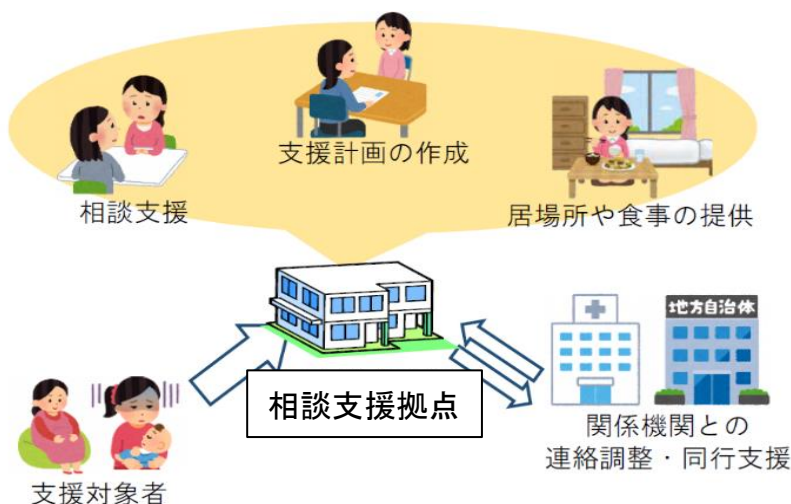
子育ての不安や育児疲れ、児童虐待、DVなどの問題の深刻化を未然に防止するため、子どもや子育て等の相談をワンストップで受け付けるSNS相談体制を整備

新特定妊婦等支援環境整備事業

○特定妊婦等に対する相談支援拠点の整備

出産やその後の育児に困難が予想される特定妊婦等への相談対応や生活支援等を行う相談支援拠点を整備

- ・ 支援コーディネーター、看護師、母子支援員を配置する相談支援拠点を整備し、特定妊婦等への相談対応や生活支援を実施
- ・ 特定妊婦等への一時的な居場所や食事の提供等の支援を実施



【社会的養育の充実】

	家庭的養護推進事業	7,268 千円
新	社会的養護のこども権利擁護環境整備事業	10,000 千円
新	社会的養護経験者等自立サポート事業	8,000 千円
《こども家庭課》		

趣 旨

家庭での養育が困難で社会的養護を必要とする子どもが健やかに成長できるよう、里親委託等の家庭的養護の推進や権利擁護環境の整備、社会的養護経験者の自立支援等に取り組めます。

事業の概要



◇家庭的養護推進事業

○里親委託等推進事業

里親制度の普及啓発に向けた説明会の開催や里親に対する研修等の実施

○里親養育アドバイザーの訪問等による養育支援

経験豊富な里親をアドバイザーに任命し、里親宅の訪問や養育相談等を実施

○特別養子縁組民間あっせん推進事業

養子縁組民間あっせん事業者が行う養親希望者の負担軽減や職員研修等への支援

新社会的養護のこども権利擁護環境整備事業

○子どもの意見表明を支援する体制の整備

社会的養護を必要とする子どもが児童養護施設入所等の措置や処遇等に関して意見を表明することを支援する体制を整備

- ・子どもの生活の悩みや不満、措置内容等に関する意見を受け付ける相談窓口の設置や意見表明等支援員の訪問等による意見表明の支援
- ・子どもの申し立てに基づき調査審議等を行う機関の設置

新社会的養護経験者等自立サポート事業

○社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備

児童養護施設退所者等の社会的養護を経験した者の孤立を防ぎ、適切な支援につなげるための自立支援拠点を整備

- ・コーディネーターによる生活や就労等に関する相談支援
- ・社会的養護経験者等が相互交流できる場や一時的に滞在できる居場所の提供



【社会的養育の充実】

新 山口県みほり学園機能強化基本計画策定事業 《こども家庭課》	22,800 千円
---	-----------

趣 旨

山口県みほり学園が本県の児童心理治療の拠点として、将来にわたり、求められる役割をしっかりと果たすことができるよう、施設の機能強化に向け、施設整備計画を盛り込んだ基本計画を策定します。

事業の概要

- 山口県みほり学園の機能強化に係る基本計画の策定等
- ・施設整備計画を盛り込んだ基本計画の策定
 - ・地元説明会の開催等

《山口県みほり学園正面玄関写真》



<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 拡 </div>	ヤングケアラー相談支援体制整備事業 ≪こども家庭課≫	6,000 千円
---	--------------------------------------	----------

趣 旨

家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、支援人材の育成や専門相談窓口の整備等の取組を実施します。

事業の概要

○関係機関職員等に対する研修

- ・福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員等を対象として、ヤングケアラー支援ガイドブックを活用した多機関連携に関する研修を実施

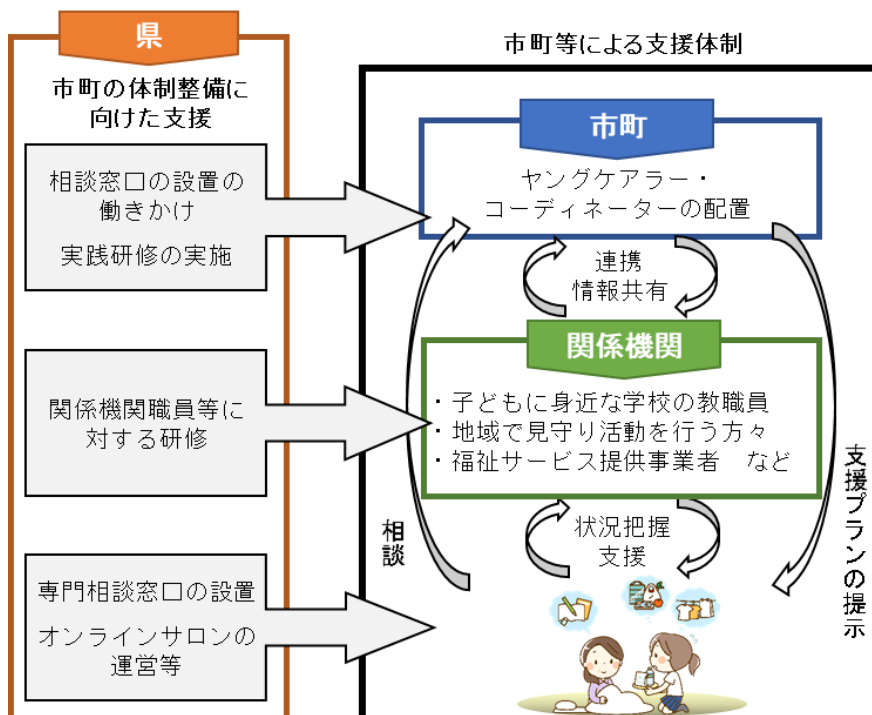
新ヤングケアラー・コーディネーターを講師として派遣する出前講座を実施

○相談支援体制の整備

- ・ヤングケアラー・コーディネーターを配置する専門相談窓口を開設
- 新子どもが相談しやすい環境づくりに向け、相談電話をフリーダイヤル化
- ・家族の世話の経験がある者が交流するピアサポート活動やオンラインサロンの実施

○ヤングケアラー支援に関する検討会議等の運営

- ・適切な支援策等について検討する「ヤングケアラー支援に関する検討会議」を開催
- ・県と市町、関係機関によるヤングケアラー支援連携会議を開催



【子どもが健やかに育つ環境づくり】

新 大学等受験料補助事業 《こども家庭課》	56,300 千円
---------------------------------	-----------

趣 旨

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが希望する十分な教育を受けられるよう、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等の受験料を補助します。

事業の概要

○大学等受験料補助事業

【対象者】

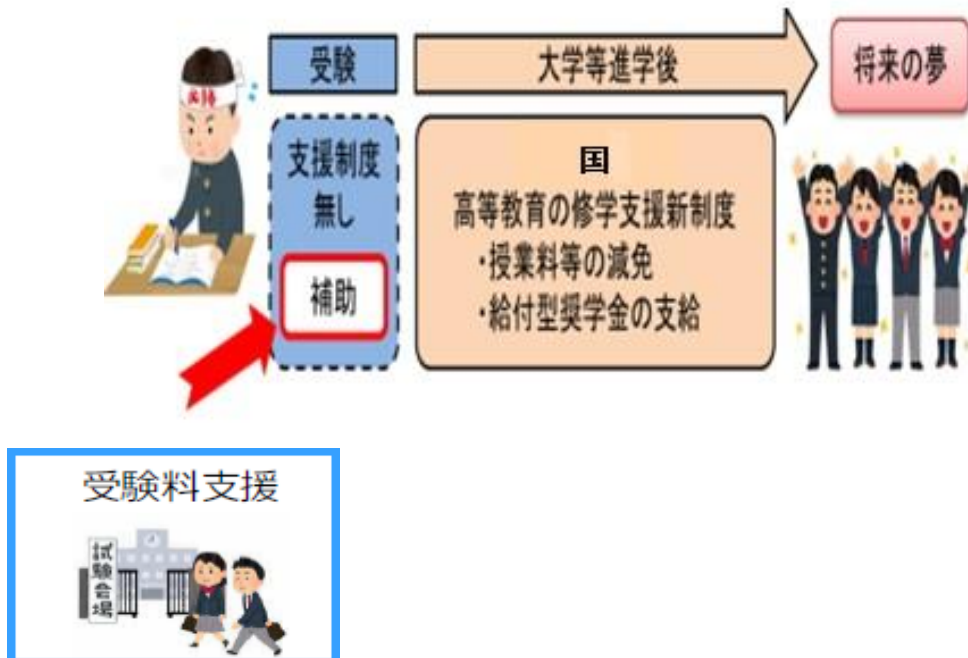
児童扶養手当受給世帯又は住民税非課税世帯の受験生

【対象経費】

大学、短期大学、専門学校を受験料

【補助上限】

53,000 円



新 地域こどもの居場所づくり体制強化事業 《こども家庭課》	37,331 千円
---	-----------

趣 旨

全ての子どもが、安心・安全に過ごすことができる多くの居場所で、様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、こども食堂や学習支援、体験活動の場など、子どもの視点に立った多様な「こどもの居場所づくり」の推進に向けた市町の体制整備や民間団体等の取組を支援します。

事業の概要

<こどもの居場所づくりを推進するための環境整備>

○市町の体制整備等に向けたコーディネーターの配置

- ・こどもの居場所づくり推進コーディネーター（統括コーディネーター1名、地区推進コーディネーター9名）を配置し、市町や民間団体等が取り組む居場所づくりについて、相談対応やアドバイス等の支援を実施
- ・市町や地域の民間団体等と連携を図りながら、こどもの居場所の現状や課題の把握、地域における支援のあり方等に関する意見交換・検討を実施
- ・既存の地域資源を活かした居場所づくりや新たな居場所の掘り起こし、担い手の発掘・育成等の取組を推進

○こどもの居場所づくりの推進に向けた啓発・情報発信

- ・県内外の居場所づくりに関する優良事例等の収集・紹介（啓発ブックの作成）
- ・こどもの居場所づくりに関する啓発セミナー等の開催

○開設・運営に関する専門セミナー等の開催

居場所の開設を希望する者・団体等に対し、開設・運営に関するノウハウや他機関連携の方法等を提供する専門セミナーやボランティアセミナー等を開催

○こどもの居場所づくり推進会議の開催

こどもの居場所づくりに向けた施策等の企画・立案、取組の進行管理、課題解決に向けた意見交換や検討を実施

<市町が実施するこどもの居場所づくりへの支援>

○こどもの生活・学習支援事業（市町事業）に対する県負担金

多様なこどもの居場所の提供、居場所での相談対応、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事や体験の提供等に取り組む市町を支援

【子どもが健やかに育つ環境づくり】

新	ひとり親家庭等就業支援強化事業	23,867千円
	養育費履行確保支援事業	6,675千円
《こども家庭課》		

趣 旨

ひとり親家庭等に対する総合的な相談体制を整備し、就業による自立に向けた支援と合わせて、養育費の取り決めや履行確保に向けた総合的な支援を行います。

事業の概要

◇ひとり親家庭等就業支援強化事業

○就業・自立支援センター相談体制の充実・強化

山口県母子・父子福祉センターに「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、就業相談や就職情報の提供、個々の生活状況に応じた「自立支援プログラム」の策定によるきめ細やかな支援や生活相談等を実施

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、講座の受講費用の一部を支給

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学・就職準備金の貸付けや、自立に向け意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対する住居の借りに必要な資金の貸付けを実施

○家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理やしつけ・育児に関する講習会の開催や生活全般の個別相談を実施

新養育費履行確保支援事業

○養育費相談窓口の設置及び弁護士無料相談

- ・山口県母子・父子福祉センターに養育費相談窓口を設置
- ・必要に応じて弁護士による無料法律相談を実施

○取り決めに係る債務名義作成支援

養育費の取り決めは強制力のある文書で取り交わし、債務名義を有することが重要であることから、公正証書の作成や家庭裁判所調停申立に要する費用を補助（上限3万円）

○履行確保支援

- ・養育費の不払いを解消し、しっかりと受け取ることができるよう、強制執行申立に要する費用を補助（上限5万円）
- ・強制執行申立を弁護士に委任する際の弁護士費用（着手金のみ）を補助（上限10万円）